

環政計発第 110905001 号
平成 23 年 9 月 5 日

各都道府県知事 殿
政令指定都市長 殿

環境省総合環境政策局長

地域グリーンニューデール基金事業実施要領の一部改正について（通知）

「平成 21 年度地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューデール基金）交付要綱」（平成 21 年 7 月 10 日付け環政計発第 090710002 号環境事務次官通知）に基づく、「地域グリーンニューデール基金事業実施要領」の一部を別紙のとおり改正したので通知する。

(別紙)

「地域グリーンニューディール基金事業実施要領（平成 21 年 7 月 10 日付け環政計発第 090710002 号）」の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第 1 ～第 3 略</p> <p>第 4 基金事業に要する経費 基金事業に要する経費は、次により算出した額(算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。<u>ただし、基金事業の精算時において生じた 1,000 円未満の端数はこの限りでない。</u>)とする。なお、対象経費の内容については、別表第 2 及び別表第 3 を参照すること。</p> <p>1. ～ 4. 略</p> <p>第 5 基金の運営 1. ～ 8. 略 <u>9. 基金事業の実施期限の延長等</u> 都道府県等は、やむを得ない事情により平成 23 年度末までに基金事業が終了しないと見込まれる場合には、<u>地域グリーンニューディール基金事業実施期限延長報告書(別紙様式第 6 号)を総合環境政策局長に提出し、その指示を受け、平成 24 年度末まで実施期限を延長することができる。</u></p> <p><u>10. 基金事業の終了等</u> (1) 基金事業の実施期限は、平成 23 年度末までとする。ただし、平成 23 年度末まで実施した基金事業に係る精算手続きについては、平成 24 年 5 月末まで</p>	<p>第 1 ～第 3 略</p> <p>第 4 基金事業に要する経費 基金事業に要する経費は、次により算出した額(算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。なお、対象経費の内容については、別表第 2 及び別表第 3 を参照すること。</p> <p>1. ～ 4. 略</p> <p>第 5 基金の運営 1. ～ 8. 略</p> <p>9. 基金事業の終了等 (1) 基金事業の実施期限は、平成 23 年度末までとする。ただし、平成 23 年度末まで実施した基金事業に係る精算手続きについては、平成 24 年 5 月末まで</p>

<p>とする。</p> <p><u>なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、「平成 23 年度末」を「平成 24 年度末」と、「平成 24 年 5 月末」を「平成 25 年 5 月末」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p><u>1 1.</u> 基金事業の経理等 略</p> <p><u>1 2.</u> 基金事業の検査等 略</p> <p>第 6 ～ 第 9 略</p> <p>第 1 0 基金事業の実績報告</p> <p>(1) 都道府県等は、基金事業が全て終了したとき又は平成 23 年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から 1 か月以内に地域グリーンニューディール基金事業実績報告書（別紙様式 7 号）を作成し、環境大臣に提出しなければならないものとする。</p> <p><u>なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、「平成 23 年度末」を「平成 24 年度末」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>第 1 1 ～ 第 1 3 略</p> <p><u>別紙様式 7</u> 書式略</p> <p><u>(注) 実施期限を延長した場合には、平成 23 年度の右欄に平成 24 年度の欄を追加する。</u></p>	<p>とする。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>1 0. 基金事業の経理等 略</p> <p>1 1. 基金事業の検査等 略</p> <p>第 6 ～ 第 9 略</p> <p>第 1 0 基金事業の実績報告</p> <p>(1) 都道府県等は、基金事業が全て終了したとき又は平成 23 年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から 1 か月以内に地域グリーンニューディール基金事業実績報告書（別紙様式 6 号）を作成し、環境大臣に提出しなければならないものとする。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>第 1 1 ～ 第 1 3 略</p> <p>別紙様式 6 書式略</p>
--	---

地域グリーンニューディール基金事業実施要領

第1 趣旨

地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）を都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「都道府県等」という。）に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業（以下「基金事業」という。）を実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とする。

第2 運営主体

基金の運営主体は、都道府県又は指定都市とする。

第3 基金事業の内容

基金事業は、補助金により都道府県等において造成された基金を活用して都道府県等が行う次の事業とする。なお、対象事業の範囲については、別表第1を参照すること。

1. 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3に規定する地方公共団体実行計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される事業であって次の各号に該当する事業

- ① 公共施設省エネ・グリーン化推進事業
- ② 民間施設省エネ・グリーン化推進事業
- ③ 地域環境整備支援事業
- ④ 廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業
- ⑤ その他環境大臣が必要と認める事業

2. 都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画又は同法第6条に規定する一般廃棄物処理計画に基づき実施する事業であって次の各号に該当する事業

- ① アスベスト廃棄物処理施設整備事業
- ② 不法投棄・散乱ごみ監視等事業
- ③ 不法投棄残存事案支障状況等調査事業

3. PCB廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第7条に規定するPCB廃棄物処理計画及び廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物処理計画に基づき実施する事業であって次の各号に該当する事業

- ① 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業
- ② 微量PCB廃棄物処理施設整備事業

4. 海岸漂着物地域対策推進事業

海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画の策定に関する事業、地域計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する事業

第4 基金事業に要する経費

基金事業に要する経費は、次により算出した額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、基金事業の精算時において生じた1,000円未満の端数はこの限りでない。）とする。なお、対象経費の内容については、別表第2及び別表第3を参照すること。

1. 第3の1の①、1の③及び1の④（民間事業者が都道府県等の補助を受けて実施する事業を除く）、2の②、2の③、3の①（別表第1の（1）に掲げる事業に限る）及び4に定める事業

当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額の定額。

2. 第3の2の①、3の①（別表第1の（2）及び（3）に掲げる事業に限る）及び3の②に定める事業

当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額。

3. 第3の1の②、1の③及び1の④に定める事業のうち民間事業者が都道府県等の補助を受けて実施する事業

当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする額。

4. 第3の1の②、1の③及び1の④に定める事業のうち民間事業者が都道府県等の利子補給を受けて実施する事業

当該事業に要する総事業費のうち金融機関からの融資に係る借入残高について、当該借入残高に年利3%の利子助成率を乗じた利息相当額（ただし、約定償還により計算した償還利息額を限度とする。）。

第5 基金の運営

1. 基金の造成

基金は、平成21年度地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）交付要綱（平成21年7月10日付け環政計発第090710002号。以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。その交付の申請は、交付要綱で定める交付申請書に關係書類を添えて、平成21年10月30日までに環境大臣に提出して行うものとする。ただし、基金の造成にあたり、議会の議決を必要とす

る場合で、本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、別途環境大臣が認める日までとする。

2. 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他确实かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3. 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れ、基金事業に要する経費に充てることができる。ただし、平成元年度地域環境保全対策費補助金の交付を受けて造成した基金（以下「地域環境保全基金」という。）に繰り入れることはできない。

4. 基金の取崩しの制限

基金（基金の運用によって生じた果実を含む）は、第3に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

5. 基金の残額の取扱い

都道府県等は、計画されている基金事業が全て終了したときに、基金に残額がある場合は国費相当額を国庫に返還しなければならない。

6. 基金事業の事業計画等

- (1) 都道府県等は、補助金の交付申請時に地域グリーンニューディール基金事業計画書（全体）（別紙様式第1号）を、各事業年度の開始前（平成21年度にあっては補助金の交付申請時）に地域グリーンニューディール基金事業計画書（各年度）（別紙様式第2号）を作成し、環境省総合環境政策局長（以下「総合環境政策局長」という。）に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。
- (2) 都道府県等は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ地域グリーンニューディール基金事業計画変更書（別紙様式第3号）を作成し、総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。ただし、基金事業の各予算費目（地域環境保全対策費補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）内の個別事業相互間における、事業費の2割以内の流用である場合には、この限りでない。
- (3) 都道府県等は、毎年度末に、当該年度に実施した基金事業について地域グリーンニューディール基金事業状況報告書（別紙様式第4号）を作成し、当該年度末の翌々月20日までに、総合環境政策局長に提出するとともに、その内容を公表するものとする。

7. 基金事業の中止又は廃止

- (1) 都道府県等は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地域グリーンニューディール基金事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式第5号）を作成し、総合環境政策局長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。
- (2) 総合環境政策局長は、(1)を承認する場合において、必要に応じて、条件を付

することができるものとする。

8. 基金事業の事故の報告

都道府県等は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに総合環境政策局長に報告し、その指示を受けなければならない。

9. 基金事業の実施期限の延長等

都道府県等は、やむを得ない事情により平成 23 年度末までに基金事業が終了しないと見込まれる場合には、地域グリーンニューディール基金事業実施期限延長報告書(別紙様式第 6 号)を総合環境政策局長に提出し、その指示を受け、平成 24 年度末まで実施期限を延長することができる。

10. 基金事業の終了等

(1) 基金事業の実施期限は、平成 23 年度末までとする。ただし、平成 23 年度末まで実施した基金事業に係る精算手続きについては、平成 24 年 5 月末までとする。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、「平成 23 年度末」を「平成 24 年度末」と、「平成 24 年 5 月末」を「平成 25 年 5 月末」と読み替えるものとする。

(2) 環境大臣は、(1) に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命じることができるものとする。

① 都道府県等が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。)、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 都道府県等が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 都道府県等が、基金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

④ その他基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 環境大臣は、(2) の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4) (3) の期限内に基金に充当がなされない場合には、環境大臣は未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金の解散後において、事業実施者等から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

11. 基金事業の経理等

(1) 基金は地域環境保全基金とは別に経理をしなければならない。

(2) 都道府県等は、基金事業の経理について、経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

(3) 都道府県等は、(2) の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備

して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日（第5の7による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第5の9による基金事業の終了を命ぜられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、総合環境政策局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

12. 基金事業の検査等

- (1) 環境大臣は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、都道府県等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 環境大臣は、(1)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱若しくはこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第6 基金事業の実施の方法

1. 契約等

都道府県等における基金事業の実施に係る契約の際には、各都道府県等の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、各都道府県等の財務規則等に基づき、契約するものとする。

2. 補助事業

都道府県等は、基金事業の実施に係る補助の際には、交付申請その他の手続き等の補助要綱等を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、交付要綱及びこの要領に定める事項を付さなければならない。

第7 事業の上積み

都道府県等は、第3の規定による基金事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

第8 市町村補助事業

都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ）が第3の1の①、1の②、1の③、1の④、2の②、2の③、4の規定による基金事業を実施する場合において、基金を財源として市町村に補助金（補助率10/10を上限）を交付することができるものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、交付要綱及びこの要領に定める事項を付さなければならない。

第9 事業効果の把握

1. 温室効果ガス削減量の把握

第3の1に定める事業を実施する場合には、都道府県等（第8の規定により市町村補助事業を実施する場合には市町村。以下同じ）は、事業の実施による温室効果ガス

の削減量を把握するものとする。また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供するものとする。

2. 雇用効果の把握

都道府県等は基金事業を実施する場合には、直接的な雇用効果を把握するものとする。また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供するものとする。

第10 基金事業の実績報告

(1) 都道府県等は、基金事業が全て終了したとき又は平成23年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に地域グリーンニューディール基金事業実績報告書（別紙様式7号）を作成し、総合環境政策局長に提出しなければならないものとする。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、「平成23年度末」を「平成24年度末」と読み替えるものとする。

(2) 環境大臣は、(1)の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、都道府県等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。

(3) 環境大臣は、(2)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱若しくはこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第11 財産の管理等

(1) 都道府県等は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(2) 環境大臣は、都道府県等が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

第12 財産の処分の制限

(1) 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

(2) 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

(3) 都道府県等は、(2)の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）に定める様式

1による申請書を、また包括承認事項に係るものについては様式2による申請書をあらかじめ環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 第11の(2)の規定は、(3)の承認をする場合において準用する。

(5) (4)の納付については、交付要綱第13条第3項の規定を準用する。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、総合環境政策局長が定めるものとする。

別表第1

事業項目	事業名	事業内容
地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業	公共施設省エネ・グリーン化推進事業	都道府県等が、自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、地方公共団体の施設・設備として省エネ施設又は設備を複合的又は一体的に整備する事業及び付随する事業
	民間施設省エネ・グリーン化推進事業	都道府県等が補助又は利子補給（ただし、地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であって、民間事業者等の施設・設備として省エネ施設又は設備を複合的又は一体的に整備する事業及び付随する事業
	地域環境整備支援事業	都道府県等が自ら、若しくは補助又は利子補給（ただし、地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であって、地域における公共交通機関の利用者の利便の増進等に資する代替交通手段を整備する地域独自の事業及び付随する事業
	廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業	都道府県等が自ら、若しくは補助又は利子補給（ただし、地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であって、廃棄物由来の再生可能エネルギーの利用及び導入のためのシステムを支援する地域独自の事業
都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係	アスベスト廃棄物処理施設整備事業	都道府県等が自ら、若しくは補助により実施する事業であって、廃棄物処理法に基づき無害化処理の大臣認定又は都道府県知事等の許可を受けて実施するアスベスト廃棄物の処理施設の新設、増設又は改造に係る事業

事業	不法投棄・散乱ごみ監視等事業	都道府県等が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業であって、不法投棄、散乱ごみ監視等に関する事業
	不法投棄残存事案支障状況等調査事業	都道府県等が自ら、若しくは市町村（廃棄物処理法において都道府県知事の権限に属する事務の一部を行うことのできる市に限る）への補助により実施する事業であって、不法投棄等の残存事案について、生活環境保全上の支障の状況等を判断するための調査事業
P C B 都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業	微量 P C B 汚染廃電気機器等把握支援事業	<p>微量の P C B に汚染されているおそれのある電気機器等について微量 P C B が混入しているかどうかを把握するための事業で次に掲げる事業</p> <p>(1) 都道府県等が、自ら実施する事業であって、都道府県等に存在する微量の P C B に汚染されているおそれのある電気機器等の数量や汚染の状況等を調査するための事業</p> <p>(2) 都道府県等が自ら又は市町村への補助により実施する事業であって、微量の P C B に汚染されているおそれのある電気機器等に微量 P C B が混入しているかどうかを把握するための事業</p> <p>(3) 都道府県等が補助により実施する事業であって、微量の P C B に汚染されているおそれのある電気機器等を有する事業者が実施する微量 P C B が混入しているかどうかを把握するための事業</p>
	微量 P C B 廃棄物処理施設整備事業	都道府県等が自ら、若しくは補助により実施する事業であって、平成 21 年度から実施する廃棄物処理法の無害化処理の大臣認定又は都道府県知事等の許可を受けて実施する微量 P C B 廃棄物の処理施設の新設、増設又は改造に係る事業

<p>海岸漂着物地域対策推進事業</p>	<p>海岸漂着物地域対策推進事業</p>	<p>海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策等に関する次に掲げる事業</p> <p>(1) 都道府県が自ら実施する事業であって、都道府県、市町村、地域の関係者等により構成される協議会の運営、地域計画の策定及び地域計画の策定に必要な調査等、海岸漂着物等の対策の推進を図るための事業</p> <p>(2) 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業であって、海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業（民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。）、海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究</p> <p>(3) 都道府県が自ら、若しくは市町村への補助により実施する事業であって、海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発、海岸漂着物等の発生原因・抑制等に係る調査、発生抑制のための関係者間の連携・交流等、海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業</p>
----------------------	----------------------	--

別表第2

事業区分	対象経費
公共施設省エネ・グリーン化推進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
民間施設省エネ・グリーン化推進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
地域環境整備支援事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
アスベスト廃棄物処理施設整備事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
不法投棄・散乱ごみ監視等事業	事業を行うために必要な業務費（旅費、消耗品費、通信運搬費、借料・損料、賃金、雑役務費及び委託料）及びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
不法投棄残存事案支障状況等調査事業	事業を行うために必要な業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）及びその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業	事業を行うために必要な業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）及びその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

微量PCB廃棄物処理施設整備事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
海岸漂着物地域対策推進事業	事業を行うために必要な業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）及びその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第3

区分	費目	細目	内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））

		<p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p>	<p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労</p>
	付帯工事費		
	機械器具費		
	測量及試験費		

事務費	事務費	<p>務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表4のとおりとする。事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="842 907 1417 1249"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000 万円以下の金額 に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000 万円を超え1億 円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に 対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000 万円以下の金額 に対して	6.5%	2	5,000 万円を超え1億 円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に 対して	4.5%
号	区分	率												
1	5,000 万円以下の金額 に対して	6.5%												
2	5,000 万円を超え1億 円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に 対して	4.5%												

別表第4

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいう。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいう。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいう。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
			消耗品費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な各種事務用品類（備品購入費に係るものを除く）の購入のために必要な経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な器具機械借料及び損料、会場使用料並びに物品等使用料及び損料をいう。
備品購入 費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいう。		